



2020年7月1日

各 位

三重県保険医協会

運動の取り組みについて

協会は、6月4日、県に要望書（「すべての医科医療機関に対する給付金等の支援策を求めます」・「すべての歯科医療機関および歯科技工所に対する給付金等の支援策を求めます」）を提出し、要請を行った。県から井端清二医療保健部医療保健総務課課長、中井正幸医療保健部人権・危機管理監、芝田登美子医療保健部健康推進課課長、協会から宮崎会長、鶴飼副会長が出席した。

* * *

一、県内すべての医科医療機関（歯科医療機関および歯科技工所）に対し、給付金等による支援を行うこと

回答 5月末に国の二次補正が示され、閣議決定をされて、医療機関に従事する職員に対して慰労金を支給する案が出てきている。どのような形で配るか、どのタイミングになるか分からないが、できる限り情報収集に努めて早期に医科歯科の医療従事者の方々等に給付できればと考えている。経営を支える額ではないが、一定コロナウイルスという病気に立ち向かっていただいている医療従事者の方々に感謝の気持ちを込めるということで、慰労金という制度が設けられた。

一、市町が医科医療機関（歯科医療機関および歯科技工所）への経済的支援を行うことに対して、県として市町に財政支援などを行うこと

回答 県と市町は基本的に対等な関係の中で、県がすべきことと市町がすべきことという部分が一定制御されている。広域的な部分については県が関わっていく必要があると思うが、個々の地域ごとの医療については市町が取り組むべきことなので、越えて県が市町に財政支援を行って、さらに各地域の医療従事者に配布するスキームは難しい。広域的な部分で県としての役割を果たしていくところでは関わっていくことができるのではないかと考えている。

一、地域の医科医療（歯科医療）を守るため、医科医療機関（歯科医療機関・歯科技工所）が経営破綻を起こさないよう、助成等の拡充を国に求めること

回答 県として地域の医療を守っていただいているの方々を守っていく必要があるので、できる限り取り組んでいかなければならない考えだが、個別の業種、医療機関のみに対しての助成がどこまで県民・国民の理解が得られるかということもある。国の補正予算の中にあつたが、独立行政法人福祉医療機構の無利子貸付など、制度を案内させていただくことは可能と思うが、直接的に医療機関を支えるための助成は厳しいと考えている。一方で、医療機関にまた人が来ていただくためには、いかに患者が安心して来られる体制を整えていただくかと思われるし、地域の患者も決して病院に行きたくないのではなく、自分が行くことが不安なので、感染の防御をしている姿勢が見えれば、自ずと今までどおり戻ってきていただけるという中で、感染対策については国費10分の10の補助金が二次補正の中で含まれているので、早急に国の情報のとおり示していければと考えている。

医療もだが、あらゆる業種がいまだかつてない感染症という敵に立ち向かっている中で、できる限りのことは県としてしていきたいと思っている。

以 上